

納付金算定のイメージ

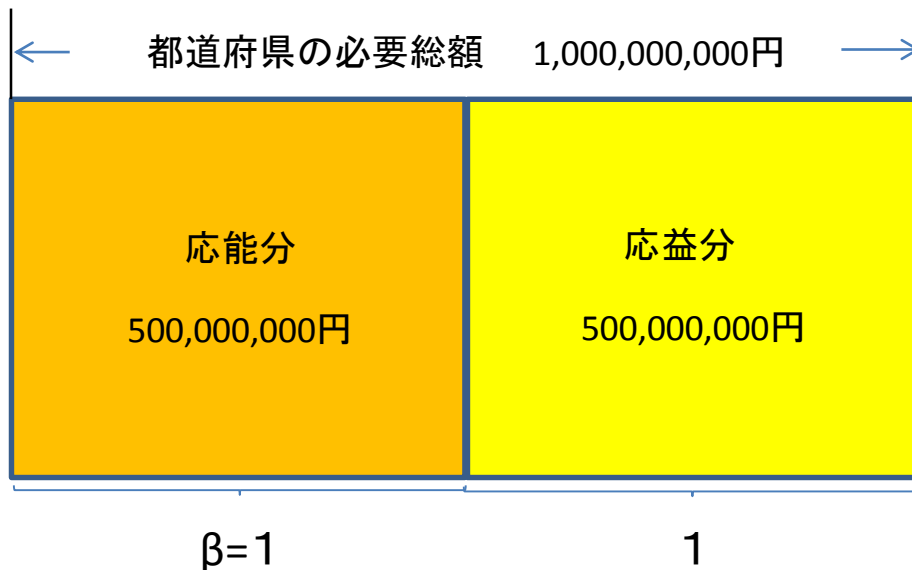
各市町村の納付金は、県全体の必要総額を所得水準により応能分・応益分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数シェア、医療費水準を反映させることにより算定する。

○算定式

各市町村ごとの納付金基礎額

$$= \text{都道府県での必要総額} \times \{ \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) + 1 \} \\ \times \{ \beta \cdot (\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)シェア}) \} / (1 + \beta) \\ \times \gamma$$

①



1 県全体で集めるべき納付金の総額(納付金算定基礎額)は、医療給付費の見込みから、前期高齢者交付金や定率負担(国・県)などの公費等の見込みを差し引いて算出します。

2 所得水準による調整

納付金算定基礎額を、全国平均と比較した埼玉県の所得水準により、応能に応じて配分する納付金と応益に応じて配分する納付金に按分します。

その際、県平均の1人あたり所得を全国平均の1人あたり所得で除した「β」を使い、応能と応益の割合は「β:1」となります。

なお、激変緩和の観点からβ以外のβ'を決定し、応能と応益の割合を変更することも可能な仕組みとなっています。

②

$\alpha=0$ (医療費水準を反映しない)

A	所得シェア50% 250,000,000円	A	人数シェア30% 150,000,000円
B	所得シェア30% 150,000,000円	B	人数シェア50% 250,000,000円
C	所得シェア20% 100,000,000円	C	人数シェア20% 100,000,000円

③

$\alpha=1$ (医療費水準を反映する)

A市0.9 B市1.1 C市1.5

A	所得シェア50% 225,000,000円 (208,000,000円)	A	人数シェア30% 135,000,000円 (121,000,000円)
B	所得シェア30% 165,000,000円 (153,000,000円)	B	人数シェア50% 275,000,000円 (245,000,000円)
C	所得シェア20% 150,000,000円 (138,000,000円)	C	人数シェア20% 150,000,000円 (134,000,000円)

3 所得シェア、人数シェアによる按分

応能分は市町村ごとの所得シェアで按分し、応益分は市町村ごとの被保険者の人数シェアにより按分します。

所得シェアによる按分額と人数シェアによる按分額を合算し、各市町村の納付金基礎額(調整前)を算出します。

4 医療費水準による調整($\alpha=1$)

医療費分の納付金は、年齢調整後の医療費水準により調整を行うことが原則となります。

医療費水準を納付金に反映することで、市町村の医療費適正化機能が積極的に反映されることとなります。

医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数「 α 」を納付金に反映させます。

5 総額に合わせるための調整

各市町村の納付金基礎額(調整前)の合計額は医療費水準で調整されているため、そのままだと納付金算定基礎額に過不足が生じます。

各市町村の納付金基礎額(調整前)の合計額が納付金算定基礎額と等しくなるように調整係数「 γ 」を使います。